

○非常事態等における海部地区急病診療所組合の施設等の部

外者使用規程

(平成14年12月16日)
規程第1号

改正 平成21年9月7日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、非常事態等において、国等及び住民が海部地区急病診療所組合の施設等を使用したい旨の要望があった場合に関して定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国等 国及び国が出資運営している機関、県及び県が出資運営している機関、市町村及び市町村が出資運営している機関
- (2) 住民 緊急避難を要する住民
- (3) 非常事態等 自然災害及び人為的災害が起こった場合又は起こりうると予測された場合
- (4) 海部地区急病診療所組合の施設等 建物、敷地、物品、水、ガス、電気及び職員
- (5) 各種法律等 各種法律、各種条例及び各種計画

(協力等)

第3条 海部地区急病診療所組合管理者は、非常事態等において国等から各種法律等に基づいて、海部地区急病診療所組合の施設等の使用要請があった場合には協力をしなければならないし、また協力することができる。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条により普通地方公共団体に関する規定の準用がある。)

2 住民については、各種法律等に基づかなくても人道的見地から海部地区急病診療所組合の施設等を使用させることができる。

第4条 海部地区急病診療所組合管理者に事故又は連絡がつかない場合には、海部地区急病診療所組合決裁規程(昭和61年海部地区休日診療所組合訓令第2号)第4条の規定の順序により判断する。ただし、この規程に定められた者にも事故又は連絡がつかない場合には、海部地区急病診療所組合職員の職の設置に関する規則(平成13年海部地区休日診療所組合規則第2号)第2条に定める職員が判断する。

(損失)

第5条 海部地区急病診療所組合の施設等を使用させた場合に被った損失については、住民に関するものを除き、各種法律等の定めに従って海部地区急病診療所組合が検討する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規程第1号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。